

第20 避雷設備（第16条）

本条は、避雷設備について、落雷による火災事故を起こさないために必要な事項を規定したものである。

1 第1項

落雷は、静電気の放電現象の大きなものであって、その瞬間的大電流により、その通路となった可燃物を燃焼させるとともに、その通路の直近の導体に、瞬間的に静電誘導を起こし、相当な誘導雷を発生させるものである。

落雷時には、避雷針は瞬間的に数百万キロボルト程度の電位上昇を生じ、近距離の金属体には相当な静電誘導電圧を発生させるため、不完全な避雷設備ではかえって災害を起こす場合も予想されるので、建築基準法、危険物の規制に関する政令等により規定されている建築物等以外のものに避雷設備を設置する場合においても、その安全性を確保するために位置及び構造について規定するものである。

「消防長が指定する日本産業規格」とは、日本産業規格（JIS）A4201「建築物等の雷保護」を示す。

雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件

平成12年5月31日建設省告示第1425号

（最終改正平成17年7月4日国土交通省告示第650号）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の15第一号の規定に基づき、雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を次のように定める。

雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法は、日本産業規格A4201（建築物等の雷保護）-2003に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることができることとする。

附則（平成17年国土交通省告示第650号）

一 この告示は、平成17年8月1日から施行する。

二 改正後の平成12年建設省告示第1425号の規定の適用については、日本産業規格JIS A 4201（建築物等の避雷設備（避雷針））-1992に適合する構造の避雷設備は、日本産業規格JIS A 4201（建築物等の雷保護）-2003に規定する外部雷保護システムに適合するものとみなす。

2 第2項

避雷設備の管理について、第12条第1項第11号を準用するものであり、特に避雷導線の切断の有無、ひさし等金属部との接触の有無を点検し、接地抵抗の測定試験をしなければならない。